

(会員の資格の喪失)

第9条

(5) 継続して2回以上総会への出席もしくは委任状の提出がないとき。

(総会の議決)

第27条

3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、前項の規定に基づく表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

(理事会の議決)

第35条

3 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、前項の規定に基づく表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。